第7回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会(議事要旨)

- 1. 日時 令和2年1月17日(金)13:30~15:30
- 2. 場所 神戸市役所 1 号館 14 階大会議室
- 3. 議題
- (1) 災害時における要援護者支援方針(更新案)について
- (2) 要援護者の移送支援方策の検討に係る対応状況について

(■委員発言 □事務局発言)

事務局より、資料1-1から資料1-2まで順次説明。以降、質疑応答。

- 避難者調査票に避難者が避難所から基幹福祉避難所や福祉避難所などへ移動した記録を記載 する欄もあるべきではないか。
- □ 検討していきたい。
- 避難者調査票の情報をどのように活用し、どこに集約するかというオペレーションが重要である。
- □ 避難者調査票により把握した要援護者の情報は、FAXなどで区の保健班に伝え、集約できる形にしたい。
- 災害の混乱時においては、情報の収集、記録、伝達のロジスティックスをしっかり行い、全体を把握することが大切である。神戸市医師会ではJ-SPEED(災害時診療概況報告システム)によって、日ごとに増減する被災者情報などを集約し、統一的に把握していこうとしている。誰がどこに移動したかなどの情報が把握できる運用をしてもらいたい。
- 保健師健康相談体制について、「必要に応じて」とあるが、誰が判断し、どのような指示命令のもと、保健班が出動するのか。
- □ 各区に管理職も含め複数の保健師が待機している。避難者調査票に基づき電話で聞き取りを 行い、医療的ケア、福祉的ケアの要否を複数で判断する。電話で判断しきれない場合は、現 地を訪問する。
- すべての緊急避難場所に保健班が訪問することは現実的ではないが、大規模災害時には通信 が途絶する可能性もある。その場合も想定し、訓練などで確認してもらいたい。
- □ 区の保健班のみで対応困難な場合は、区を超えた応援体制を取り、また大規模災害時には他都市からの保健師の応援も含めた体制となる。
- 「必要に応じて」という文言は不要ではないのか。
- 災害時においては、災害直後、24時間後、72時間後では保健班の対応は大きく変わってくると思う。災害直後はむしろ保健班は各避難所を回るべきではなく、必要な情報収集を行った上で、現地へ行くべきかどうか判断すべきである。
- 保健班によるスクリーニングだけでなく、社会福祉士などの福祉専門職や専門職能団体との連携・協働も今後の課題に入れてもらいたい。例えば、兵庫県社会福祉士会には災害チームがあるので、神戸市として協定を結び、災害時の人員派遣、訓練の連携を行うことも考えられる。東日本大震災時には多くの社会福祉士が現地に派遣された。

- □ 社会福祉士会等との連携については今後の課題として調整したい。また、保健師の訪問にか かる「必要に応じて」という文言についても表現の仕方を考えたい。
- 要援護者避難先選定フローの「①常時医療的ケアが必要」に該当した場合、「病院 o r 基幹福祉避難所」とあるが、基幹福祉避難所の注釈に記載されている「短期間であり、かつ電源確保が可能な場合等に限る」とは、どういう意図なのか。
- □ 本来は医療的ケアが必要な場合は病院であると考えられるが、例えば、人工呼吸器の方で家族の同伴があれば医療的ケアが可能であるという方については、短期間であれば、基幹福祉避難所で対応いただく判断もありうる。
- 短期間とはどの程度の期間か。基幹福祉避難所は受け入れる認識はあるか。
- □ 1週間程度であると考えている。
- 基幹福祉避難所には人工呼吸器の方なども受け入れていただく可能性があることを説明しているが、実際の受け入れば、施設の被災状況や電源確保の状況による。
- 大規模災害時にどこの基幹福祉避難所、病院、施設が受け入れ可能であるのか、混乱する中で保健班がどのように把握できるかである。訓練の中で考えてもらいたい。
- 区医師会では、救護所が設置されていなくても緊急避難場所に医師を派遣するという話も出てきている。大規模災害になると、DMAT、理学療法士、社会福祉士等も避難所に派遣されるため、トリアージ・スクリーニング対応は「保健班等」としてはどうか。
- □ 保健班だけではなく、他職種に連携を求めることも検討中の課題に挙げたい。
- 福祉避難スペースについては、避難所となる施設の管理者と協議して指定しているのか。
- □ 毎年、小中学校等の施設から、要援護者の受け入れ可能な区域について、部屋の広さ、空調 の有無等をシートで提出してもらい、福祉避難スペースとして把握している。
- 避難所の中で福祉避難スペースとしての指定が難しい例などはあるか。
- □ 小中学校以外では、空調が未整備の場所もあり、指定ができないケースもある。
- 教育委員会が要援護者の受け入れ場所として想定し、特別教室に空調を整備する予算化を図っており、福祉避難スペースとしての指定数は少しずつ増えていくと考える。
- 福祉避難所として指定されている地域福祉センターを福祉避難スペースとして活用すること を検討していく記載があるが、柔軟で良い取り組みだと思う。
- 障害者の避難受け入れに関して、障害者支援センターと保健班がどのように連携していくのか。
- □ 障害者支援センターとして、日頃から障害者の把握を進めており、福祉避難所として指定を 受けている障害者施設や保健班との連携等、現在、検討している段階である。
- 障害者支援センターが各区の障害者に関する情報を集約するのか。その場合、どのように集 約するのか。例えば、委託相談支援事業者であれば、障害支援区分認定やサービス等利用計 画の策定を通じ情報把握できるが、障害者支援センターはどうか。
- □ 障害者支援センターには地域生活支援センターも含まれており、そういった活動も行っているが、障害者支援センターの役割として、高齢者の見守り台帳のように地域の障害者の状況を把握していく。
- 療育手帳保有者が避難所に来られ、配慮されたスペースが必要になった場合、保健班が障害 者支援センターに連絡し、適切な施設に誘導してもらえるのか。

- □ 福祉避難スペースへの移動で事足りる場合もあるが、障害者支援センターに相談が入れば情報をお伝えすることもできると考えている。
- 災害時に障害者支援センターが活動できるよう体制を整備してもらいたい。
- □ 障害者支援センターの役割は、ハードの部分で言えば、緊急一時入所とかの機能があるが、 災害時はソフトの機能の部分で対応していくことが重要だと考えている。区や地域生活支援 センターがある程度、障害者の地域の状況を把握しているが、障害者支援センターにも把握 機能を付加するとともに、あんしんすこやかセンターが持っている見守り機能を付加してい き、障害者のネットワークの拠点として災害時の障害者の支援にあたりたい。
- 災害時は全国から救援物資が届くが、避難所に物資が集中し、病院には届かないことがあった。福祉避難所など、必要なところに物資が滞りなく行き渡るシステムを作ってもらいたい。
- □ 課題として加えたい。
- 救援物資を届けるか取りに来てもらうかの議論がある。災害時に必要なものを必要なところに届けることは物理的に困難であるという考え方である。取りに来てもらうことも、一つの方法論としてあってもよい。反対に言えば、どういった備蓄が拠点にあるか発信していくことが必要である。
- 緊急避難場所から基幹福祉避難所などへの要援護者の移送支援について検討しているが、その中で必要物資の移送についても協議していきたいと考えている。
- 車両調査の回答において、何パーセントくらいの車両が協力可能であるのか。
- □ 災害時に協力いただける可能性のある台数を回答いただいており、回答ベースで全市914台である。
- 知的障害者施設連盟では48施設から回答を得たが、調査趣旨として、施設が被災している中でも提供を求めるものではないことは理解してもらったうえでの回答台数である。
- 大型免許が必要な車両もあり、運転手がいるかどうかの問題はある。老人福祉施設連盟としては回答した車両数で協力は可能と考えている。
- □ なお、調査は270施設を対象に行っており、202施設から回答を得ている。
- この車両調査を含め、各施設連盟の研修時などに災害時の移送について検討していることを アナウンスしていき、施設長、職員の方に災害時の支援について意識してもらう、機運を高 めていくことが大切である。
- 大規模災害時には家が潰れて通れない道路ができるなど、車両が走行できない状況も想定される。
- 現実問題、道路が使えないとか想定外のことが色々出てくるだろうが、できる範囲での最大限の努力をしていく。命をつなぐ現実的な対応を考えていくべきである。
- 阪神・淡路大震災の時は、普段からの施設長同士、法人間の付き合いによって、様々な援助をしてもらった。日頃から関係構築しておくことが大切である。
- 個別計画は、内閣府としては広く要援護者に策定を求めており、人工呼吸器の方や重度心身 障害児者に限るような表現は避けるべきである。
- 人工呼吸器については、メーカーが患者を常時把握しており、非常時に電源を確保する体制を敷いている企業もある。民間企業との連携は課題に入れてほしい。
- ケアプラン等への災害時避難情報の記載は、大きな前進であり、一つの目玉になっていくと

思っている。いつ頃から取り組みを始めるのか。

- □ 介護保険については、2・3月にかけてケアマネジャー対象の研修や事務所説明会があるので、その際に周知をして、来年度からお願いをしたいと考えている。
- □ 障害サービスについては、地域生活支援センター、特定支援事業所などに2月に周知し、3 月の事業者説明会でお願いしていきながら、来年度から順次始めていきたい。
- 是非とも進めていただきたい。できるところから取り組みを始め、内容を分析し、精査していってほしい。
- □ 欠席されている委員より意見をいただいている。「専門職ではない職員が要援護者対応マニュアル、避難者調査票を用いて一時的に避難者のスクリーニングを行うが、保健師などの専門職等でしか見い出せない要援護者もいる。市職員へマニュアルの研修を行うなど、要援護者の理解を深め、マニュアル等が機能するように運用、活用をしてもらいたい。」という意見、「介護者がいない場合は入所という避難先選定フローであるが、避難所で避難者同士が助け合えば、介助者を見つけるということもできるのではないか。避難者が安易に行政に頼ることのないようにすべきという意識を、まず行政にも持ってもらい、避難所で助け合いの運営ができるよう考えてもらいたい。」との意見である。

また、「ケアプラン等への災害避難情報の記載について、避難先や緊急連絡先だけでなく、薬、補聴器、眼鏡、おむつなど避難所生活で必要な物を日ごろから考え、記載しておく。また、必要な物を避難所に持っていくよう啓発すべきである。」との意見もいただいた。

事務局より、資料1-3から資料2まで順次説明。以降、質疑応答。

- 共助の取り組みは、様々な地域団体、職能団体との連携が必要であり、保健福祉局だけでできるものではない。例えば、防災福祉コミュニティは消防局の管轄であるなど、各団体で所管が異なっている。市全体で横断的に取り組みを進めてほしい。
- 入院に至らないが医療的ケアが必要な方が基幹福祉避難所等に移送された場合、施設の嘱託 医だけでは対応が難しいかもしれない。医療機関、医療関係施設との連携など検討してもら いたい。
- 自助・共助について、普段から近所の方と連携し災害時には一緒に行動するという枠組みができていれば、過去の災害で被害を抑えられたのではないかと考える。
- 社会福祉協議会の役割として、障害者支援センターを数箇所運営することになるため、その中で得た情報、ノウハウを還元していきたい。また、災害発生時に避難所に避難できない方をどう支えていくかといった共助を、日々の活動の中で作っていくことが重要であると感じている。さらに、要援護者支援方針の運用については、保健福祉局だけではなく、区役所が中心となり、区単位で取り組みを考えていく必要があると思っている。
- 検討会で議論した内容については、広く発信してもらいたい。
- 今後の課題として、生活支援を対象としていることは極めて大きいことである。他都市から の神戸への期待は大きく、取り組みを発信していただければありがたい。